

## 災害時の応急対策活動協力に関する協定書

土佐清水市（以下「甲」という。）と一般社団法人高知県建設業協会（以下「乙」という。）並びに高知県建設業協会土佐清水支部（以下「丙」という。）は、災害時における応急対策活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

### （総則）

- 第1条 この協定は、土佐清水市内の災害時における市民の生命、身体及び財産の保護並びに市民生活の安全確保に必要な応急対策活動について、甲が乙丙及び乙丙の会員の協力を得て応急対策活動を行うことにより、速やかな災害復旧を図ることを目的とする。
- 2 乙丙は、この協定の締結及びこの協定に定める事項の実施に関し、乙丙の会員を代表するものとする。

### （応急対策活動）

- 第2条 この協定に基づく乙丙の応急対策活動は、次に掲げるものとする。
- （1）道路施設災害及び崖崩れ等の応急復旧並びに災害廃棄物等の除去及び搬送
  - （2）水防作業と連携する水害防御のための応急対策
  - （3）消防機関等と連携した被災者の救出支援
  - （4）災害の情報収集と甲への連絡
  - （5）前各号の応急対策活動に付随して要する資機材及び物資の提供
  - （6）その他甲が必要とする活動

### （要請）

- 第3条 甲は、乙丙の会員による応急対策活動が必要と認めるときは、応急対策活動の内容、実施場所、その他必要な事項を記載した書面（別紙）により、乙丙に対し応急対策活動の実施を要請するものとする。ただし急を要するときは電話又はその他の方法により要請するものとする。
- 2 乙丙及び乙丙の会員は、前項の要請を受けたときは、これに協力するものとする。

### （報告）

- 第4条 乙丙は、前条の規定に基づき、応急対策活動を行った場合は、次に掲げる事項を書面にて報告するものとする。
- （1）活動場所及び活動内容
  - （2）従事した者の氏名及び個人別時間数
  - （3）使用した資機材の数量及び機器類の使用時間数
  - （4）その他甲が必要とする事項

(応急対策活動経費の負担)

第5条 乙丙及び乙丙の会員の応急対策活動に要する経費（以下「経費」という。）は甲の負担とする。

2 経費の額は、当該応急対策活動の内容に応じ、甲並びに乙丙及び乙丙の会員が協議して定めるものとする。

3 乙丙及び乙丙の会員は、応急対策活動終了後、前項で定めた経費を甲に請求するものとする。

4 甲は前項の規定による乙丙又は乙丙の会員の請求があったときは、その内容を精査確認のうえ支払うものとする。

(第三者等に対する損害)

第6条 乙丙の会員が、応急対策活動の実施に伴い、甲又は第三者に損害を与えたときは、その責めに帰すべき事由によるものを除き、甲並びに乙丙及び乙丙の会員が協議して賠償を行うものとする。

(補償)

第7条 第3条の規定により、応急対策活動に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、その状況を調査し、適用を受ける法令等の規定により補償を行うものとする。

(連絡体制の確立)

第8条 乙丙は、災害時において甲の要請に即応するため、乙丙の会員に対する連絡体制の確立を図るものとする。

(情報交換)

第9条 甲及び乙丙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、相互に情報の交換を行うとともに、必要に応じて協議及び調整を行うものとする。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙丙に対し、乙丙の会員の所有する建設機械、車輛等の数量及び災害時の連絡体制について報告を求めることができる。

(訓練等への参加)

第10条 甲は、実施する防災訓練に、乙丙及び乙丙の会員に要請することができる。

2 乙丙及び乙丙の会員は、前項の要請があったときは、これに協力するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定に定める事項の実施について確実に期するため、連絡責任者を甲においては防災を所掌する課長、乙においては事務局長、丙においては防災を所掌する委員長とする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙丙いずれかから解消の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙丙協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

尚、この協定は土佐清水支部会員に限り、適用するものとする。

令和 年 月 日

甲 土佐清水市天神町11番2号  
土佐清水市長 泥谷 光信

乙 高知市本町四丁目2番15号  
一般社団法人 高知県建設業協会  
会 長 吉村 文次

丙 四万十市右山元町3丁目3番26号  
高知県建設業協会 土佐清水支部  
支 部 長 新谷 茂

別紙

第 号  
年 月 日

一般社団法人高知県建設業協会会長 様  
高知県建設業協会土佐清水支部支部長 様

土佐清水市長

災害時における応急対策活動の要請について

「災害時の応急対策活動協力に関する協定書」第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり要請いたします。

記

- 1 応急対策活動要請日 年 月 日 ～ 年 月 日
- 2 応急対策活動場所 (1) 土佐清水市  
(2) 土佐清水市  
(3) 土佐清水市
- 3 応急対策活動内容 (1)  
(2)  
(3)
- 4 問い合わせ先 土佐清水市 課 係(担当: )  
TEL  
FAX